

### 第3節

#### 目標を達成するための具体的施策

#### 基本目標 1 安全安心な住環境

##### (1) 災害に備えた住まいづくり・まちづくり

- 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

##### ① 既存住宅の耐震性強化

###### ◆ 「新宿区耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震化施策の推進

###### 【事業の方向性】

住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震により想定される被害を6割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会の実現を目指すべきである。

（住宅の耐震化の目標値：平成32年度までに耐震化率95%

※耐震化率とは、住宅総戸数に対する新耐震基準（昭和56年基準）、またはこれと同等の耐震性能を有する住宅戸数の割合をいう。

###### ◆ 耐震化推進のための誘導施策

###### 【事業の方向性】

木造住宅や非木造住宅・建築物に対して、個別訪問等により、耐震化の必要性の啓発と支援制度の周知・利用促進を行うことで、耐震化を促進していくべきである。

###### ◆ 耐震診断の担い手の育成

###### 【事業の方向性】

区民が安心して耐震化に取り組むことができるよう、耐震診断登録員制度を設けています。また、ホームページ等による区民への情報提供と耐震診断技術講習会等による登録員の育成を行うべきである。

## ② 木造住宅密集地域等の整備

### ◆不燃化の促進・支援

#### 【事業の方向性】

木造住宅密集地域において、共同建替えや老朽木造住宅の建替え等の助成を活用することで、不燃化による防災性の向上と住環境の改善を図るべきである。

火災危険度が高い地区について、地域住民との協働により地区計画のほか、新たな防火規制を活用したまちづくりを早急に進めていくべきである。

### ◆まちづくりと一体となったマンション再生の推進

#### 【事業の方向性】

都市開発諸制度の一つである建築基準法に基づく総合設計制度やマンション建替え法に基づく容積率許可制度に加え、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街区再編まちづくり制度や新たに創設されたマンション再生まちづくり制度を活用して各地域の特性に適した支援策の検討を行い、建替え等を検討している管理組合等の合意形成への支援も含め、マンションと周辺住宅を合わせた再整備・まちづくりを支援するべきである。

### ◆再開発等による市街地・都市基盤の整備

#### 【事業の方向性】

市街地再開発事業等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替え及び道路・公園等の整備の面的なまちづくりを支援し、災害に強いまちづくりにスピード感を持って取り組み、新宿の高度防災都市化の早期実現を図るべきである。

総合設計制度、再開発事業、特定街区、マンション建て替え、規制緩和等を組み合わせ、総合的に地区の住環境の更新を進めていくべきである。

### ③ 日常生活における住まいの防災対策

#### ◆ 既存建築物の安全化指導による建築物の適正な維持管理

【事業の方向性】  
看板や外壁等の定期点検、適切な維持管理を促進すべきである。

#### ◆ 地域防災力の向上

【事業の方向性】  
防災意識の向上に向けて、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、災害時に互いに助け合う体制を構築し地域の防災力を向上すべきである。

#### ◆ 水害に対する安全性の確保に向けた施策の推進

【事業の方向性】  
水害解消に向けた雨水流出抑制施設の設置や道路の透水性舗装整備を推進していくべきである。また、公園においても、新設や再整備などの機会を捉え、今後とも雨水流出抑制施設の設置を進めていくべきである。

#### ◆ マンションを含む地域の災害対応力の向上

【事業の方向性】  
マンションにおける自主防災組織の結成を促進し、また、災害時における町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化して地域の防災対応力の向上を図るべきである。  
再開発事業等に伴う規制緩和の際には防災を含めた区の施策への協力を求めて、総合的に地区の住環境の整備を進めていくべきである。

## (2) 住まい等の防犯

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

### ① 住宅の防犯のための取り組み

#### ◆ 防犯性の高い住宅の普及促進

##### 【事業の方向性】

防犯意識をさらに啓発するために、情報提供を推進すべきである。  
東京都「住宅における犯罪の防止に関する指針」に基づき、玄関扉への補助錠、窓への防犯ガラスの設置など、防犯性の高い住宅の普及を図っていくべきである。共同住宅においては、防犯に配慮した共同住宅の新築や改修の際の具体的な手法等を示した国の「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を図っていくべきである。  
住宅の開口部について、防犯性能の高い建物部品を使用しているか否かを評価項目の一つとして表示する「住宅性能表示制度」の普及を図っていくべきである。

### ② 地域の防犯力の向上

#### ◆ 防犯に関する啓発及び支援

##### 【事業の方向性】

「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、地域における具体的かつ継続的な防犯活動を展開するため、安全安心の推進に関する会議の開催や、地域団体の連携を働きかけるとともに、最新の防犯情報を提供する等の施策により、地域ボランティア団体の活性化や区・警察・区民が一体となった地域防犯力の向上を図るべきである。

## (3) 健康に配慮した住宅の普及促進

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

#### ◆ 健康に配慮した住宅の普及

##### 【事業の方向性】

シックハウスの原因とされている有害化学物質が含まれている建材の使用状況や換気設備の有無、また、既存住宅においては、飛散の恐れのあるアスベストの有無などを評価項目の一つとする「住宅性能表示制度」の活用促進により、健康に配慮した住宅の普及を図るべきである。

#### ◆ 法令等に基づく建築確認・検査等の実施

##### 【事業の方向性】

建築基準法に基づく建築確認・検査等の事務を通じ、健康に配慮した住宅の普及を図るべきである。

#### (4) 住まい等の静穏の保持

- 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

##### ① 空き家等の適正管理の促進

###### ◆ 計画に基づいた適正管理の促進

###### 【事業の方向性】

管理不全な空き家等による周辺環境への悪影響等を防止するため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」や「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」に基づき管理不全状態な空き家等の解消に向けて粘り強く取り組んでいくべきである。

##### ② 周辺地域と調和のとれた住宅のあり方について

###### ◆ 周辺地域と調和をとるためのルールづくり

###### 【事業の方向性】

住宅宿泊事業法等に基づいて、住宅を利用する宿泊事業に対して適切な対応を行うべきである。  
また、手続きをしない宿泊営業については、同法及び旅館業法に違反するものとして指導・是正等を行うべきである。  
周辺地域と調和のとれた事業実施のため、地域の特性に応じたルールを作るべきである。

###### ◆ ワンルームマンション条例に基づく適切な指導

###### 【事業の方向性】

近隣とのトラブルを未然に防ぎ、良好な住環境を保持するため、一定規模以上のワンルームマンション等の建築の際に、住戸の専用面積の確保や、近隣居住者の生活環境の保全などについての基準をもとに適切に指導していくべきである。

(1) マンションの適正な維持管理及び再生への支援

- 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

① マンションの管理状況等の把握

◆ マンションの実態把握

【事業の方向性】  
マンション実態調査の結果を踏まえ、管理が不十分なマンションの実態把握を進めていくべきである。

② マンションの実態に即した維持管理への支援

◆ マンション管理の支援

【事業の方向性】  
マンション実態調査の結果を踏まえ、既存の支援制度に加え、管理体制の不十分なマンションへの積極的な呼びかけや相談員派遣制度のさらなる充実化などにより、マンション管理体制の強化を支援していくべきである。

◆ 賃貸マンションに対する管理不全及び老朽化対策

【事業の方向性】  
新たに賃貸マンションのオーナーに向けて、維持管理などの情報提供による支援を行っていくべきである。

◆ マンションの耐震化の促進

【事業の方向性】  
耐震化に向けた合意形成が課題となっていることから、個別訪問等による耐震化の必要性を啓発していくべきである。  
・耐震化の意識啓発、耐震アドバイザー派遣  
・耐震診断、耐震改修等への補助

◆ マンションの老朽化への対応

【事業の方向性】  
マンション実態調査の結果を踏まえ、管理体制の不十分なマンションの管理を支援していくべきである。  
積極的な呼びかけや相談員派遣制度の見直しなどにより、セミナー・交流会への参加や相談の活用を促して、マンション管理を支援していくべきである。マンションの長寿命化等についての情報提供も積極的に行っていくべきである。

◆ ワンルームマンション条例に基づく適切な指導

【事業の方向性】  
引き続き条例に基づき、適切な指導を推進していくべきである。

### ③ マンションの建替えの促進・支援

#### ◆ マンション建替えの促進

##### 【事業の方向性】

マンション実態調査の結果を活用し、マンション建替えに係る制度の積極的な周知等により建替えを推進していくべきである。

法改正を踏まえ、マンション維持管理及び再生の一手法として、広報しんじゅくや区公式HPでの建替えの普及啓発を図っていくべきである。

#### ◆ まちづくりと一体となったマンション再生の推進

##### 【事業の方向性】

都市開発諸制度の一つである建築基準法に基づく総合設計制度やマンション建替え法に基づく容積率許可制度に加え、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街区再編まちづくり制度や新たに創設されたマンション再生まちづくり制度を活用して各地域の特性に適した支援策の検討を行い、建替え等を検討している管理組合等の合意形成への支援も含め、マンションと周辺住宅を合わせた再整備・まちづくりを支援するべきである。

## (2) ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

### ① ユニバーサルデザインの視点に立った住宅まちづくりの促進

#### ◆ 「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」に基づいた施設等の整備

##### 【事業の方向性】

「超高齢社会に対応したゆとりあるまちづくり」「多様な価値観やライフスタイルに対応するまちづくり」などの課題に対応するため、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進すべきである。

さまざまな人が、誰でも移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりを進めるため、つかい手（利用者、居住者）、づくり手（設計者、事業者、道路・公園・建築物等の管理者）、行政等の協働によるユニバーサルデザインを取り入れた施設整備等を進めるべきである。

#### ◆ バリアフリー法等に基づく建築物の整備指導

##### 【事業の方向性】

障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導すべきである。床の段差の解消や、トイレ・浴室・廊下等の手すりの設置など、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導すべきである。

### ② 居住性向上に向けた住宅リフォームの促進

#### ◆ リフォーム工事への支援

##### 【事業の方向性】

引き続き、新宿区住宅リフォーム協議会による無料相談等の周知を図っていくべきである。

住宅の修繕や増改築に際し、区内の建設業団体と協働し、区民が安心してリフォーム工事を依頼できるリフォーム事業者等に関する情報提供を充実していくべきである。

また、悪質な住宅リフォームに関する相談についての情報提供を行うべきである。

リフォーム工事や耐震補強工事などの資金が不足する場合、必要な資金の一部について金融機関の融資あっ旋と利子補給を行い、居住性の向上を図るべきである。

#### ◆ バリアフリーリフォームに対する高齢者等への支援

##### 【事業の方向性】

住み慣れた家で長く住み続けられるよう介護保険事業や東京都の補助事業を活用し、実施していくべきである。

介護保険で要介護・要支援の認定を受けた方に対し、ケアマネジャーと福祉住環境コーディネーター等の連携により、効果的なバリアフリー改修を推進すべきである。

また、区職員と施工業者が自宅を訪問し、利用者にふさわしい効果的な住宅設備改修事業を推進すべきである。

さらに介護保険の認定結果が非該当であっても必要な方には、自立支援住宅改修事業を推進し、日常生活を支援すべきである。



### ③ 良質な性能及び耐久性を備えた住宅ストックの形成

#### ◆ 都市計画事業等の機会を活用した良質な性能等を備えた住宅ストックの形成

##### 【事業の方向性】

市街地再開発事業等の事業中の地区については、事業の進捗に応じて、地区内及び周辺住民に十分に説明を行うよう市街地再開発組合等へ指導・助言するとともに、補助金等交付などの支援をしていくべきである。

#### ◆ 住宅の基本性能の確保に向けた取り組み

##### 【事業の方向性】

長期優良住宅認定制度、低炭素建築物新築等計画の認定といった建築規制等に取り組んでいくべきである。

#### ◆ 耐久性に優れた住宅の普及促進

##### 【事業の方向性】

長期にわたって使用可能な住宅の普及促進に向けて取り組んでいくべきである。

### (3) 多様な居住ニーズに対応するしくみづくり

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

#### ① 多様な住まい方への対応

##### ◆ 様々な居住ニーズによる住まい方への支援

###### 【事業の方向性】

様々な居住ニーズへの対応するための住み替え等の支援を検討していくべきである。  
子育て世帯との近居・同居を通じて、高齢者が住み続けられるよう、支援すべきである。

##### ◆ 多様な手法の検討

###### 【事業の方向性】

単身高齢者の増加への対応や、世代間交流の推進の足掛かりとして、シェアハウスやコ  
レクティブハウス等の規制も含めた誘導施策を研究すべきである。  
また、住み替え居住支援との連携をとっていくべきである。

##### ◆ 近居・同居を容易にする施策の促進

###### 【事業の方向性】

子育て環境の整備を目的とした近居及び同居に伴う負担軽減を図り、安全安心な居住地  
の選択を支援し、子育て環境を向上すべきである。

#### ② ライフスタイル・ライフステージに応じた住み替え等への支援

##### ◆ 情報提供及び相談体制の充実

###### 【事業の方向性】

専門知識を有する不動産取引や民間賃貸住宅への住み替えについては、区が実施してい  
る住宅相談を充実していくほか、より良い民間賃貸住宅への住み替えにあたっての情報提  
供を充実していくべきである。

#### (4) 環境や景観、暮らしやすさに配慮した良好な住環境の形成

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

##### ① 環境負荷の軽減に配慮した住まいづくり

###### ◆ 環境に配慮した住宅の普及促進

###### 【事業の方向性】

住宅の断熱性能の向上や、省エネルギー機器等の導入を推進するための情報提供を推進していくべきである。

環境負荷を減らし、地球温暖化やヒートアイランド現象を防ぐため、環境に配慮した住宅の普及促進に取り組んでいきます。また、一定規模のマンションについて、「東京都マンション環境性能表示制度」の普及促進を図っていくことで、環境に配慮した良質なマンションストックの形成をめざしていくべきである。

###### ◆ 省エネルギー機器等の導入促進

###### 【事業の方向性】

省エネルギー・新エネルギー機器の補助制度を継続して実施し、省エネ機器の導入促進を図っていくとともに、省エネに関する普及啓発を進め、環境に配慮したライフスタイルへの変換を促していくべきである。

###### ◆ ごみの適正な排出の推進

###### 【事業の方向性】

適正なごみ処理を行う社会の実現に向けて、家庭レベルにおけるごみと資源の分別の周知徹底や排出指導の組織的な対応を強化すべきである。

## ② 景観や暮らしやすさに配慮した良好な住環境の形成

### ◆ 景観まちづくり計画の推進

#### 【事業の方向性】

景観まちづくり計画で定める「地域の景観特性に基づく区分地区」の追加指定により、地域の景観特性に応じた建築物等の景観誘導を推進していくべきである。

### ◆ 規制誘導手法を活用した良好な住環境の維持及び形成

#### 【事業の方向性】

景観形成ガイドラインや景観まちづくり相談員を活用した景観事前協議により、建築物等の景観誘導を推進すべきである。

### ◆ 暮らしやすい道路の整備

#### 【事業の方向性】

細街路(4m未満)における、防災性の向上をめざした拡幅整備を推進するべきである。主要区画道路(おおむね幅員6m以上)については、大規模災害時の消防活動が困難な地域を解消する路線の整備を進めるべきである。通過交通や速度抑制を図るべき地域では、ゾーン30の導入など、歩行者を優先した道路の整備を進めるべきである。

地区内主要道路(おおむね幅員8m以上)については、歩車道の分離ができない道路は、舗装のカラー表示を行うなど地区の環境に配慮した整備を進めるべきである。幅員は、2車線(片側1車線)と両側の歩道が設置できる1.2m以上が望ましいが、既成市街地であることを考慮し、歩車分離を想定した8m以上の幅員を整備の目標とすべきである。

また、歩行者の安全性、快適性の確保、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等の推進を進めるべきである。

### ◆ 道路の無電柱化

#### 【事業の方向性】

区道において無電柱化の整備を進め、災害に強いまちづくりを進めるとともに、歩行空間のバリアフリー化や美しい都市景観の創出を図っていくべきである。

### ◆ 建築物の緑化推進

#### 【事業の方向性】

都市の緑化を図りみどり豊かで快適な美しいまちづくりをすすめるため、建物の「屋上」や「壁面」の緑化を支援・推進していくべきである。

### ◆ 「新宿区接道部緑化助成制度」の活用

#### 【事業の方向性】

みどり豊かな都市景観をつくるため、生垣・植樹帯をつくる費用やその際のブロック塀等の撤去費用の一部助成を継続して実施していくべきである。

## (1) 高齢者や障害者等の住まいの安定確保

- 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

## ① 民間賃貸住宅等への円滑入居の促進

## ◆ 入居・居住継続の支援

## 【事業の方向性】

民間賃貸住宅への入居時に必要な保証委託契約への支援の拡充や利用方法の簡易化を通じて、高齢者や障害者等の居住継続を支援していくべきである。

## ◆ 住み替え相談の充実

## 【事業の方向性】

高齢者や障害者等の民間賃貸住宅への住み替えをサポートするため、不動産団体との連携を強化し、相談体制を拡充すべきである。

## ◆ 高齢者の住まい安定確保連絡会の運営等

## 【事業の方向性】

住宅・建築・福祉に携わる関係団体と区が意見交換を行い、総合的な施策を検討する場としての連絡会等において、引き続き、高齢者、障害者の住まいの安定確保を図り、団体や事業者等と連携しながら住宅確保要配慮者に対応していくべきである。

## ◆ あんしん居住制度の周知

## 【事業の方向性】

高齢者や障害者が民間賃貸住宅へ入居後、健康面を見守るなどの各種サービスの提供により高齢者等の円滑な入居を支援する、東京都の「あんしん入居制度」を周知していくべきである。

## ② 居住継続を支援していくための施策の拡充

### ◆ 「不動産取引相談」の充実等

#### 【事業の方向性】

不動産団体との連携を強化し、相談体制を拡充すべきである。  
民間賃貸住宅の住み替え等に関して実施している住宅相談について、不動産団体との連携を強化し、自分では探すことが困難な方を対象とした賃貸物件の検索に積極的に協力する「住み替え促進協力店」を拡充して、相談体制の充実を図るべきである。  
また、リバースモーゲージの利用を促進するなど、相談内容の充実も図るべきである。

### ◆ 「住み替え居住継続支援」の充実

#### 【事業の方向性】

住宅の取り壊しや売却等に伴う立ち退きにより、転居を余儀なくされる高齢者や障害者などに対して、転居後の家賃差額等を助成する「住み替え居住継続支援」を実施し、居住の安定を図るべきである。

### ◆ 「災害時居住支援」の実施

#### 【事業の方向性】

火災等の災害により住宅を失ったり、居住できなくなった区民が、一時的に居住するために民間賃貸住宅等を利用した場合に、その住宅確保に要する経済的支援を行う「災害時居住支援」を実施し、被災後の生活の安定を助け、早期の生活再生を図るべきである。

## (2) 安心して子育てできる居住環境づくり

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

### ① 子育て世帯に対する居住継続の支援

#### ◆ 居住支援

##### 【事業の方向性】

子の出生や成長に伴い、より広く良好な環境の住宅への住み替えを要する子育て世帯が、引き続き区内で子育てをできるように、居住環境改善と区内居住継続の支援をすべきである。

#### ◆ 「マイホーム借上げ制度」の普及促進

##### 【事業の方向性】

ライフスタイルに応じた住み替えを希望する高齢者世帯等の住宅を借り上げ、子育て中の若年層世帯を中心に転貸する「マイホーム借上げ制度」（移住・住みかえ支援機構）の普及促進を図っていくべきである。

### ② 子育てに適した居住環境の形成

#### ◆ 就学前保育環境の充実

##### 【事業の方向性】

在宅子育て家庭を含むすべての子育て家庭を支援するため、引き続き、待機児童対策と、あわせて多様な保育サービスの整備などの取組みを着実に推進し、就学前保育環境のより一層の充実を図るべきである。

#### ◆ 地域における子育て支援サービスの推進

##### 【事業の方向性】

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つように、子ども家庭支援センターや子ども総合センターで実施する様々な子育て支援サービスを推進し、地域全体で親と子の育ちを支える環境づくりを進めるべきである。

### (3) 区立住宅ストックの有効活用とセーフティネット機能の向上

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

#### ① 区営住宅の建て替え等

##### ◆ 住戸の条件等に応じた計画的な改善策の推進

###### 【事業の方向性】

区営住宅については、長寿命化を最大限図るとともに、大規模な改修や建替えの際には、地域の特性や周辺住棟の状況等も踏まえて、集約化による維持管理費の効率化を検討するなど、良質な住宅ストックとして計画的に整備していくべきである。

また、既存住宅について、トイレ・浴室等の手すりの設置など、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー対応や安全性確保のための改善策にも取り組むべきである。

#### ② セーフティネットの機能の強化

##### ◆ 入居者資格の見直し検討

###### 【事業の方向性】

区営住宅の入居者の募集における住宅困窮の状況を把握する際に、障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者に配慮できるしくみづくりを検討していくべきである。

##### ◆ 区営住宅入居者の居住状況に応じた住み替えの検討

###### 【事業の方向性】

同居家族の異動などにより居住人員が減少し、家族向けの住戸に単身で入居している住宅をはじめ、区営住宅における住戸と居住人数にミスマッチが生じている状況を解消するため、世帯構成に応じた住み替えのしくみを検討していくべきである。

##### ◆ 区営住宅における定期借家制度の導入検討

###### 【事業の方向性】

居住者の高齢化が進む中で、若年世帯の一層の入居促進を図るとともに、住宅に困窮するより多くの方が公平に利用できるように東京都が実施している都営住宅の「期限付き入居制度」の施策効果等を踏まえ、子育てファミリー世帯を対象とした区営住宅における定期借家制度の導入を検討していくべきである。

##### ◆ 区立住宅からの暴力団員排除による適正利用

###### 【事業の方向性】

警察との連携により、暴力団員の区立住宅への入居を認めないなど、区立住宅の適正利用を図り、引き続き区民の安全・安心を確保していくべきである。

#### ③ 区立住宅の再編

##### ◆ 区立住宅の再編

###### 【事業の方向性】

特定住宅を含めた区立住宅全体のあり方については、所有型と借上げ型の見直しや、修繕または建替えの検討を通じて、再編整備を図っていくべきである。



(1) 地域協働の住環境づくり

■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

① 安全・安心の住宅まちづくり

◆ マンションを含む地域の災害対応力の向上

【事業の方向性】

マンションにおける自主防災組織の結成を促進し、また、災害時における町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化して地域の防災対応力の向上を図るべきである。

再開発事業等に伴う規制緩和の際には防災を含めた区の施策への協力を求めて、総合的に地区の住環境の整備を進めていくべきである。

◆ 高齢者を地域で支えるしくみづくり

【事業の方向性】

支え合いの活動主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域の担い手となって、高齢者の生活を支援する体制を整備していくべきである。

② 地域協働の住環境づくりへの支援

◆ 地域の特性や課題に応じたまちづくり

【事業の方向性】

地域特性に応じて、地区計画等のまちづくりルールや新たな防火規制制度（東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定）等を活用すべきである。

◆ 地域のまちづくり活動への支援

【事業の方向性】

地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等を発掘し、育成につなげるよう、支援について新たな仕組みを検討すべきである。その結果、新しい住民や若者、子育て世代などが自主活動を通じて地域の自治活動とつながり、将来の担い手となることを目指すべきである。

◆ 町会・自治会の活動への支援

【事業の方向性】

地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会の活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会と連携を図り、活動を支援していくべきである。また、地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会等への理解や参加を促す周知活動を行うべきである。

## (2) 多文化共生の住環境づくり

### ■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

#### ◆ 住まい方のルール等に関する情報提供・相談体制の充実

##### 【事業の方向性】

新宿生活スタートブックや外国人向け生活情報ホームページ等において、住まい方のルールや借り方について情報提供を行なっていくべきである。特に第三期「新宿区多文化共生まちづくり会議」（～平成30年9月）の住宅部会で審議された取組みを推進することにより、情報提供・相談体制の充実を図るべきである。

多くの留学生を抱える日本語学校、外国人コミュニティ団体、NPO、地域活動団体等と連携し、住まい方のルールに関する情報を広く周知すべきである。

区役所の外国人相談窓口や、しんじゅく多文化共生プラザの外国人相談コーナーにおいて、外国人の住まいに関する相談を適切な機関に繋げるべきである。

#### ◆ 不動産関係団体及び貸主への啓発

##### 【事業の方向性】

宅建業者や貸主に対し、外国人に円滑に住まいを貸すための啓発を推進すべきである。不動産関係団体等と連携し、宅建業者や貸主に対し、外国人に住まいを貸しやすくするための情報提供や働きかけを行うべきである。

#### ◆ 外国人の地域社会への参加の推進

##### 【事業の方向性】

日本人と外国人が共にまちづくりの課題について審議する「新宿区多文化共生まちづくり会議」や、様々な主体によるネットワーク「新宿区多文化共生連絡会」をはじめ様々な機会を捉えて、日本人と外国人が共に地域で安定した生活を送るとともに、まちづくりに主体的に参加する取組みを推進すべきである。

## (3) 活発な多世代交流のための住環境づくり

### ■ 第2章第2節を踏まえて、この項目の課題と対応方針を記載（文案は会長に一任）

#### ◆ 都心居住の促進

##### 【事業の方向性】

マンション再生まちづくり制度や、建て替え支援等を通して、多世代で交流できる住環境づくりを推進し、都心居住の促進を図っていくべきである。

また、近居・同居による、祖父母から子育て世帯の支援や、子育て世帯による高齢者の支援、高齢者世帯・子育て世帯間の住み替え支援等、世代間の支えあいができる住環境への誘導を通じて、都心居住の促進を図っていくべきである。